

2022年9月17日

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0729 第 4 号」(令和 4 年 7 月 29 日付け)、「保医発 0824 第 4 号」(令和 4 年 8 月 24 日付け)及び「保医発 0831 第 6 号」(令和 4 年 8 月 31 日付け)により下記検査項目の保険点数が新たに収載及び取扱いが改正されましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

【測定方法が追加された検査項目】(令和 4 年 8 月 1 日より適用)

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
SARS-CoV-2抗原検出(定量)	560点	「D012」感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)	下記 参照

ア (略)

イ SARS-CoV-2 抗原検出(定量)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出(COVID-19 の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)、電気化学発光免疫測定法(定量)又は化学発光免疫測定法(定量)による SARS-CoV-2 抗原検出(定量)を行った場合に限り、～(略)

※下線部の測定方法が追加されました。

●弊社受託未定です。

【適用が追加された検査項目】(令和 4 年 8 月 24 日より適用)

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
BRCA1/2遺伝子検査 (血液を検体とするもの)	20200点	「D006-18」BRCA1/2遺伝子検査 (遺伝子関連・染色体検査)	下記 参照

(1) (略)

(2) 「2」血液を検体とするものについては、転移性、再発若しくは HER2 陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者、初発の進行卵巣癌患者、治癒切除不能な膵癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群が疑われる乳癌若しくは卵巣癌患者の血液を検体とし、PCR 法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として、BRCA1 遺伝子及び BRCA2 遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。

<次頁へ続きます>

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。

- (3) 「2」血液を検体とするものについて、遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として当該検査を実施するに当たっては、厚生労働省がん対策推進総合研究事業研究班作成の「遺伝性乳癌卵巣癌症候群(HBOC)診療の手引き 2021年版」を参照すること。なお、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

※下線部が変更されました。

●弊社受託未定です。

【新たに保険収載された検査項目】 (令和4年9月1日より適用)

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
Major BCR-ABL1 (mRNA定量) (フィラデルフィア染色体陽性 急性リンパ性白血病)	2520点	「D006-3」BCR-ABL1 (遺伝子関連・染色体検査)	下記 参照

(1)・(2) (略)

- (3) フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病の診断補助及び治療効果のモニタリングを目的として測定した場合、「1」の Major BCR-ABL1 (mRNA 定量(国際標準値))の所定点数を準用して算定する。

Major BCR-ABL1 (mRNA 定量)は、リアルタイム RT-PCR 法により測定した場合に限り算定できる。

●弊社受託準備中です。

【新たに保険収載された検査項目】 (令和4年9月1日より適用)

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
SARS-CoV-2・RSウイルス抗原 同時検出(定性)	420点	「D012」感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)	下記 参照

ア SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出(定性)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及び RS ウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、本区分の「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

イ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出(定性)を実施した場合、本区分の「23」RS ウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出(定性)及び SARS-CoV-2 抗原検出(定量)については、別に算定できない。

●弊社受託未定です。

【算定上の取り扱いが改正された検査項目】（令和4年9月1日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
SARS-CoV-2核酸検出	700点(検査委託) 700点(検査委託以外)	「D023」微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)	下記 参照

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出	700点(検査委託) 700点(検査委託以外)	「D023」微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)	下記 参照

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
SARS-CoV-2・RSウイルス 核酸同時検出	700点(検査委託) 700点(検査委託以外)	「D023」微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)	下記 参照

ア ～(前文略)～

なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従うこと。

イ～オ (略)

※下線部が変更されました。

以上